

## 別紙②「特別控除に関する証明書類一覧」

以下の世帯状況に該当する場合は世帯状況に応じた証明書類を提出してください。

状況区分	世帯状況	提出書類	備考
ア	母子又は父子家庭の世帯の場合	客観的に寡婦（寡夫）が確認できる書類のコピー	源泉徴収票、確定申告書、児童扶養手当証書等を提出してください。
イ	障害者が世帯にいる場合	障害者手帳のコピー	同一世帯の者が対象です。
ウ	主に生計を維持している人（父及び母又はこれに代わって生計を維持している人）が単身赴任等で別居している場合	控除の対象となる費用に係る領収書のコピー	控除の対象となるのは、別居による家賃・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費です。単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可です。 ※「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。発行されない等の理由で領収書が提出できず、領収書の代わりとして通帳（又は通帳の代わりになるweb画面のコピー）を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は、控除の対象となりません。 ※別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。 ※上記に掲げる項目以外（引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。
エ	6か月以上の長期療養者が世帯にいる場合	直近6か月分の領収書のコピー	長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込日時点の分までの領収書のコピーを提出してください。長期療養を受けている者（あなたを含む）の氏名の記載のない領収書は不可です。1年間の支出金額の計算式を添付してください。 ※控除対象となる項目は下記《参考》を確認してください。
オ	この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）場合。	被害を受けたことの証明書と被害により生じた実費を証明する領収書のコピー	長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、これまでの家屋に居住できない場合の家賃費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指します。支出の増加又は収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。 ※被害を受けたことの証明書とは罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等）を指します。 ※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。

### 《参考》上表、エ「6か月以上の長期療養者が世帯にいる場合」の対象項目

控除の対象項目	発行者（所）	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>医師又は歯科医師への診療・治療費</li> <li>病院、診療所への入院費用</li> <li>マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費</li> <li>治療又は療養のための医薬品費</li> <li>病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る）</li> <li>看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）</li> <li>介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師（病院等）</li> <li>看護人（派出所）</li> <li>薬局</li> <li>介護サービス提供事業者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*健康保険などによって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。</li> <li>*光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。</li> <li>*証明書は一切返却しません。後日原本が必要になるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。</li> <li>*申込日時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。</li> </ul>